

令和2年11月4日

埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会構成員 各位

埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会
会長 尾崎 晴男

埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

日頃より、タクシー事業に係る取り組みにつきまして、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、国土交通省は10月1日、準特定地域の見直しによって「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定に基づき、県南東部交通圏を準特定地域に再指定（令和2年10月1日～5年9月30日）しました。

このため、①当該協議会設置要綱の一部変更（別紙1）、法第9条の規定に基づく②準特定地域計画の作成（別紙2）、及び③法第16条の規定に基づく公定幅運賃に係る意見聴取（別紙3）に関して御協議させていただきます。本来ですと御参集いただいて準特定地域協議会を開催すべきところですが、新型コロナウイルス感染症防止の観点等から、今回、書面による協議とさせていただきます

つきましては、協議会構成員の方々には、議案資料（別紙1～3）を御確認の上、御意見をお伺いさせていただきますので、御多用のところ誠に恐縮ではございますが、別紙回答書により、令和2年11月16日（月）までにメール又はFAXにて御返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該交通圏は、準特定地域として平成26年1月27日から平成30年9月30日まで指定、平成30年10月1日に指定解除されていたものです。

【議案】

① 準特定地域協議会設置要綱の一部変更（案）について（別紙1）

4条に規定する協議会の構成員及び第5条に規定する会長並びに事務局長の任期を指定期限である令和5年9月30日までとするものです。

② 準特定地域計画（案）の作成について（別紙2）

法第9条の規定に基づき、準特定地域計画（案）を作成したものです。
なお、内容は前回のものに準じて作成しております。

③ 公定幅運賃の範囲の指定について（別紙3）

関東運輸局長は、法第16条規定に基づき当該協議会に対し、意見聴取に及んだものです。

過度な運賃競争を防止するため、国が地域の標準的な事業者の適正原価と適正利潤を計算した上で事前に公定幅を示すものです。公示されたら事業者は必ずその範囲内の運賃に収斂しなければなりません。

今般、国が指定しようとする「県南東部交通圏の運賃の範囲（案）」は、現行、県南東部交通圏で適用している運賃表（自動認可運賃）と同一内容です。

下限割れ等の事業者は存在しないので、影響は皆無と思われます。

<参考>

法第9条（準特定地域計画）準特定地域において組織された協議会は、基本方針に基づき、当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するための計画（以下「準特定地域計画」という。）を作成することができる。

2項～7項（省略）

問い合わせ先（事務局：高原・藤田・遠藤）

TEL：048-863-6431

FAX：048-863-7833

E-mail:sainokuni.taxi@orion.ocn.ne.jp